

平成 22 年 12 月 17 日

応募手続き及び注意事項

(応募手続きについて)

交通 2 級の応募は、平成 23 年 2 月 1 日(火)～平成 23 年 2 月 4 日(金)の 4 日間で受付(10:00～16:00)を行います。

締切日は、期間の最終日 16:00 までと致しますが、定員になり次第終了とさせていただきます。

受講希望者は、直接当事業センター(Tel050-5523-5413)宛にお申込下さい。

※応募するに当たってはいくつか注意していただきたいことがありますので、次の事項をよく読んで申込をお願いします。

(受講するための要件)

1 心臓病、高血圧、腰痛などの疾患がなく、健常者であること

講習は、学科、実技科目 42 時限、修了考査 4 時限（学科、実技）
計 46 時限で構成されています（1 時限は 50 分）。

実技科目は、以下の科目です。

○交通誘導警備業務

- ①大旗による車両誘導要領 … 大旗を使用した誘導等
- ②素手による後進誘導要領 … 車両の後進誘導
- ③警察機関等への連絡要領 … 各種事案による連絡方法
- ④負傷者の搬送要領
- ⑤徒手による護身術（基本）
- ⑥事故現場における二次災害防止要領

2 講習の課程を修了(合格)すると「講習会修了証明書」が交付されますが、一定の要件(下記参照)を満たさないと検定合格証明書の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

どれにも該当しなければ大丈夫です。

検定の合格証明書の交付を受けるためには、次のいずれにも該当していないことが必要です。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは处分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1号各号に掲げる行為をした者
- 4 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2号各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 警備業法第23条第5項において読み替えて準用する同法第22条第7項第2号又は第3号に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算し3年を経過しない者

(その他)

- 1 講習期間は、平成23年3月18日(金)から23日(水)までです。
第1日目は9時00分～18時30分
第2日目から第5日目までは9時00分～18時10分です。
第6日目の最終日は9時00分から17時00です。

2 宿泊・食事について

会場である「研修センターふじの」に宿泊・食事を希望される場合は、別途お申込みが必要となります。(受講申込書類と同封致します)

宿泊を希望される場合でも、一人部屋のご用意は出来ませんので、一人部屋を希望される場合は各自で別の宿泊施設を手配していただくことになります。

宿泊は、4人1部屋の相部屋で1泊3, 150円(税込み)になります。

食事は、朝食650円、昼食840円、夕食1, 260円になります。

ご参考までに、初日3月18日の昼食から最終日3月23日の昼食までの料金は、合計30, 340円(税込み)になります。

また、3月17日に前日宿泊を希望される方は、1泊3, 150円、朝食650円追加となります。この日は夕食が用意出来ませんのであらかじめ夕食を済ませてからお越し下さい。チェックインは16時からとさせていただきます。

3 一度振り込まれた受講料は、講習が行われなかつた場合を除きお返し致しませんので、十分検討されてお申込ください。

4 講習は、42时限全てを受講していただきますが、体調不良やその他最後まで受講が困難であると事務局で判断した場合は、相談の上リタイヤしていただくことがあります。

5 細部のご案内は、手続きが終了し、申込書類等を送付する際にお送り致します。

6 ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

(事業センターTEL050-5523-5413)